

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第 1 条 知事は、安心して暮らせる生活環境づくりを推進するため、地域の特性やニーズに応じた買物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 この要項において、規則第 2 条第 3 項に定める「補助事業者」とは、次条に規定する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村及び広域生活支援サービス事業者をいう。

2 この要項において広域生活支援サービス事業者とは、次の各号のいずれにも該当する企業、個人事業者、組合、商工団体、広域的運営組織、NPO 法人、公益法人、地域住民団体、その他団体等（社会福祉協議会を除く）をいう。

（1）全国的な規模で事業を実施し、将来的に本県全域において買物支援と見守りサービス等を合わせた生活支援サービスを実施することが可能な拠点やネットワークなどを有しているか、そうした事業者と業務提携していること。

（2）生活支援サービスの実施について、市町村との協定が締結されていること。

（3）県税の滞納が無いこと。

（4）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助事業の事業区分、補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額については、別表 1 に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、別表 2 に定める書類を添えて知事が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付決定)

第5条 規則第7条の規定による通知については、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、別表1（1）～（4）の事業の実施に当たっては、補助事業者となる市町村が事業実施主体に補助金を交付する場合、市町村は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、行政や企業、組合、NPO法人、地域住民団体等、当該事業に携わる多様な主体が参画する検討会等を設置すること。
- (2) 別表1（2）①の事業を実施するに当たっては、販売品目が一部の品目に偏ることなく、食料品（生鮮食料品又はその他一般の食料品）と日用雑貨等の生活用品全般の販売を行うこと。
- (3) 別表1（2）の事業において、車両の購入又は店舗設備を取得した場合にあっては、原則として取得した年度から起算して5年間は、事業を継続すること。
- (4) 別表1（2）の事業において、配達、宅配（買物代行を含む。）事業を実施する場合は、当該事業のサービス受益者から手数料を徴収し（見守り活動等の受益者のニーズに基づかないものを除く。）、当該手数料収入を当該事業に充当すること。
- (5) 別表1（5）の事業の実施にあたって、市町村が本補助金を活用して実施している見守りサービス等に新たに買物支援事業を追加して実施する場合、買物支援事業に係る経費のみを補助対象経費とすること。

(申請の取下げ期間)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第8条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者あて通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告等）

第11条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第7号）に別表3に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。この場合において、第14条第1項ただし書きの規定による概算払を受けたときは、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出しようとする場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第14条の規定による通知は、補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助金の支払）

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定による概算払を受けようとする場合、補助金概算払申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 9 条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前 2 項の規定により変更又は取消を行った場合には、期限を付して既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命じることができるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、確定に伴う報告書(様式第 10 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税に係る帳簿の保存は、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 71 条に規定する期間とする。

(財産の管理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 前項に規定する知事が定める期間は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間とする。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(様式第 11 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、補助事業者が第 1 項に規定する第 3 項の承認をしようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

5 知事は、取得財産等を処分することにより収入があった場合、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他必要な事項)

第20条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
(1) 仕組みづくり支援事業	地域住民や民間事業者等と連携しながら取り組む買物支援等の仕組みづくりに係る調査、検討・調整等に要する経費	市町村	市町村	10/10（千円未満端数切り捨て）	1地区あたり上限1,000千円
(2) 買物不便地区等への買物支援事業		市町村	市町村又は市町村が認める企業、個人事業者、組合、商工団体、広域的運営組織、NPO法人、公益法人、地域住民団体、その他団体等（社会福祉協議会を除く）	市町村支出額の1/2以内（千円未満端数切り捨て）	1事業あたり上限5,000千円
①複数地区への移動販売、買物代行サービス等の実施	移動販売や買物代行サービスなど、買物不便地区において必要な食品・日用品などを供給する取組に要する経費。ただし、移動販売において、車内で調理加工した食品のみを販売する場合は除く				
②出張販売所、ミニスーパー等の設置	空き店舗等を活用した小売りなど、買物不便地区において必要な食品・日用品などを供給する取組に要する経費				
③福祉バス等を活用した買物ツアー等の実施	商店街等への送迎サービスや買物ツアーなど、店舗等への送迎に要する経費				
④利便性向上事業	公共交通利用者への買物優待サービスなど、買物の利便性向上につながる取組に要する経費				
(3) 郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業	郵便局や宅配事業者等と連携した見守りサービスなどの取組に要する経費				
(4) その他先進的な事業	知事が必要と認めた事業（※）に要する経費 ※例：生活支援サービスへのICT活用、貨客混載等				
(5) 買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業	(2)の買物不便地区等への買物支援事業と(3)の見守りサービス等支援事業を合わせて提供するモデル的な取組に要する経費	広域生活支援サービス事業者		1/2以内（千円未満端数切り捨て）	1事業あたり上限5,000千円

(注) 1 補助事業については、国、県又は他団体から補助金等の交付を受けない事業とする（地方創生交付金を除く）。

2 補助事業者及び事業実施主体の人件費、その他経常的な管理運営費は対象外とする。

別表 2 (第 4 条関係)

平成 31 年度 (2019 年度) 茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付申請書添付書類
ア (補助事業者と事業実施主体が異なる場合) 事業実施主体の概要が分かる資料
イ 事業計画の概要が分かる資料 (見積書, 仕様書, パンフレット等)
ウ 補助事業者の事業概要が分かる資料
エ 定款又は登記事項証明書 (全部事項) 等
オ 直近 3 ヶ年の決算書
カ 生活支援サービスの実施に関する市町村との協定書等の写し
キ 茨城県の納税証明書 (直近 1 月以内に発行されたもの)
ク 誓約書 (別紙様式)
ケ その他知事が必要と認める書類
※ ウ～クについては, 「買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業」を実施する場合のみ添付

別表 2 (別紙様式)

誓 約 書

茨城県知事 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者名

私又は自社若しくは自社の役員等は、下記に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、貴県が平成 31 年度(2019 年度)茨城県生活環境づくり支援事業補助金の手続き上、必要な場合に、茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団(茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を言う。)
- 2 暴力団員(同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員を言う。)
- 3 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

別表 3 (第 12 条関係)

平成 31 年度 (2019 年度) 茨城県生活環境づくり支援事業補助金実績報告書添付書類
ア 収支決算書に係る証憑書類 (契約書, 納品書, 領収書等)
イ 事業実績報告書に係る成果が分かる資料 (調査結果報告書やパンフレットなどの印刷物, 購入済物品の写真等)
ウ その他知事が必要と認める書類

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付申請書

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付要項第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- （1）仕組みづくり支援事業
- （2）買物不便地区等への買物支援事業
- （3）郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
- （4）その他先進的な事業
- （5）買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業

2 補助金交付申請額等

補助事業に要する経費（総事業費） 円
補助対象経費 円
補助金交付申請額 円

3 補助金の振込先

銀行名 支店名
預金種別 普通・当座 口座番号
口座名義

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住所		
	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		

4 収支予算書

(単位：円)

事業名	総事業費	補助対象経費						補助対象外経費	備考
		収入の部（予算額）				支出の部			
		県補助金	一般財源 （自己資金）	その他	合計	節別区分	予算額		
小計						—		—	
小計						—		—	
合計						—		—	

- (注) 1 事業ごとに行を分けて記入してください。
 2 備考には対象外経費の財源を記入してください。

5 事業実施計画書

事業区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 (該当するものを○で囲んでください)	補助事業者名	
事業名			
実施地区		事業実施主体名	
地区の現状・課題	<p>※実施地区の概況（地理的状況，生活環境，人口と世帯等）と地域の課題を記載すること。</p>		
事業目的・効果	<p>※事業の目的及び想定される効果について分かりやすく記載すること。</p>		
事業内容	<p>※実施体制（見守り等支援事業については連絡体制等を含む），対象者，実施方法，実施場所等を具体的に記載すること。</p>		
予算議決時期 (補助事業者が市町村の場合のみ記載)	<p>年 月 議会提出 (予定)</p>		
事業実施期間	<p>年 月 日 ～ 年 月 日</p>		

第 号
年 月 日

殿

印

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 条）第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、年 月 日付けで申請のあった平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく補助事業の内容又は経費の配分が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に交付要項第 3 条の補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 4 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要項第 16 条第 1 項の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該仕入控除税額を減額することとする。

茨城県知事 殿

印

平成31年度（2019年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記補助金の補助事業の内容（経費の配分等）を下記のとおり変更したいので、平成31年度（2019年度）生活環境づくり支援事業補助金交付要項第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- （1）仕組みづくり支援事業
- （2）買物不便地区等への買物支援事業
- （3）郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
- （4）その他先進的な事業
- （5）買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額（交付金額を変更しない場合は、記入不要とします。）

既交付決定額	変更後の申請額	差し引き増減額
円	円	円

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住所		
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		

5 収支予算書

(単位：円)

事業名	総事業費	補助対象経費						補助対象外 経費	備考
		収入の部（予算額）				支出の部			
		県補助金	一般財源 （自己資金）	その他	合計	節別区分	予算額		
小計						—	—		
小計						—	—		
合計						—	—		

添付書類：変更設計書等算定根拠となる資料（既に提出している場合は、不要とします。）

6 変更事業実施計画書

事業区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 (該当するものを○で囲んでください。)	補助事業者名	
事業名			
実施箇所		事業実施主体名	
変更の理由			
変更の内容			
(補正) 予算議決時期 (補助事業者が市町村の場合のみ記載)	年 月 日議決 (予定)		
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		

(注) 事業費の積算根拠, 平面図等この用紙に記入することができない内容がある場合は, 添付資料としてください。

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成31年度（2019年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった標記補助金について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更承認する事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。（変更交付決定額のみ）
補助金の額 円
- 3 補助金交付の条件等については、上記のほか 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成31年度（2019年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった補助事業
について、下記のとおり中止（廃止）したいので、平成31年度（2019年度）茨城県生
活環境づくり支援事業補助金交付要項第9条の規定により申請します。

記

- 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
 - （1）仕組みづくり支援事業
 - （2）買物不便地区等への買物支援事業
 - （3）郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
 - （4）その他先進的な事業
 - （5）買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業
- 中止（廃止）の理由
- 中止（廃止）の内容

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住 所		
	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成31年度（2019年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金に係る補助事業遅延等
報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった補助事業
について、下記のとおり遅延等があったので、平成31年度（2019年度）茨城県生活環
境づくり支援事業補助金交付要項第10条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）
 - （1）仕組みづくり支援事業
 - （2）買物不便地区等への買物支援事業
 - （3）郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
 - （4）その他先進的な事業
 - （5）買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業
- 2 遅延等（事故等）の内容及び原因
- 3 遅延等（事故等）に対する措置
- 4 事業の遂行及び完了予定日

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住 所		
	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成 31 年度（2019 年度）生活環境づくり支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった補助事業を
年 月 日付けで完了（廃止・中止）しましたので、平成 31 年度（2019
年度）生活環境づくり支援事業補助金交付要項第 12 条第 1 項の規定に基づき報告します。

記

1 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- (1) 仕組みづくり支援事業
- (2) 買物不便地区等への買物支援事業
- (3) 郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
- (4) その他先進的な事業
- (5) 買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業

2 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費等

補助金交付決定額	円
補助事業に要した経費（総事業費）	円
補助対象経費	円

3 補助事業の実績及び経費の配分

(1) 事業着手日

年 月 日

(2) 事業完了日

年 月 日

(3) 事業内容

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住所		
	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		

4 収支決算書

(単位：円)

事業名	総事業費	補助対象経費						補助対象外 経費	備考
		収入の部 (決算額)				支出の部			
		県補助金	一般財源 (自己資金)	その他	合計	節別区分	決算額		
小計						—	—		
小計						—	—		
合計						—	—		

5 事業実績報告書

事業区分	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 (該当するものを○で囲んでください)	補助事業者名	
事業名			
実施地区		事業実施主体名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
事業の成果			
事業実施後の課題, 改善点等			

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

平成31年度（2019年度）生活環境づくり支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号の通知をもって実績報告のあった上記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金の確定額

金 円

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成31年度（2019年度）生活環境づくり支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況について、平成31年度（2019年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付要項第14条の規定に基づき申請します。

記

1 概算払申請事由

2 交付決定額

金 円

3 概算払受領済額

金 円

4 今回申請額

金 円

5 残 額

金 円

（注）補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面（任意様式）を添付すること。

担当部署名			
担当者職氏名			
連絡先	住 所		
	電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

このことについて、平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金交付
要項第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分（該当事業の□欄に√印を付してください。）

- （1）仕組みづくり支援事業
- （2）買物不便地区等への買物支援事業
- （3）郵便局、宅配事業者等と連携した見守りサービス等支援事業
- （4）その他先進的な事業
- （5）買物支援と見守りサービス等を合わせたモデル事業

2 内 容

補助金交付額（知事が補助金額確定通知書（交付要項様式第 8 号）により通知した額）		円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(a)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 内訳資料（様式任意）その他参考となる資料を添付すること。

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

印

平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活環境づくり支援事業補助金
に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった補助事業に
関し取得した財産等を下記のとおり処分したいので、平成 31 年度（2019 年度）茨城県生活
環境づくり支援事業補助金交付要項第 19 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由